

国によるPRTR制度の普及・啓発について (PRTRの未届出事業者への指導対策等について)

○検討事項(案)

PRTR制度発足以来、国を中心に普及・啓発を行ってきており、5年分の届出がなされた現在、制度は定着したと考えられる。

一方で、一部に未届出事業者が存在すると考えられ、現在未届出事業者対策を実施しているところであるが、この点も踏まえ今後の国等によるPRTR制度普及・啓発はどうあるべきか。

1. PRTR届出事業者数及び事業所数の推移

PRTR制度発足以来、5年分の届出が既に行われている。

平成15年度(対象年度)から届出事業所の対象化学物質の取扱量の要件が5トンから1トンに引き下げられたことにより、届出事業者数及び届出事業所数ともに増加した。

その後、平成16年度に減少したが、平成17年度に再び増加している。

表1-1 PRTR届出事業者数及び事業所数の推移

対象年度	(届出年度)	届出事業者数	届出事業所数
平成13年度	(平成14年度)	12,451	34,820
平成14年度	(平成15年度)	12,115	34,497
平成15年度	(平成16年度)	14,041	41,075
平成16年度	(平成17年度)	13,815	40,331
平成17年度	(平成18年度)	14,241	40,823

注:平成15年度から、届出事業所の対象化学物質の取扱量の要件は5トンから1トンに引き下げられた。

また、届出側、受手側双方の省略化に資する電子届出を推奨してきているところであるが、年々電子届出が増加している。

表1-2 PRTR届出方法の推移

調査年度	(届出年度)	合計	届出方法		
			紙	磁気ディスク	電子
平成13年度	(平成14年度)	34,820	32,293(92.7%)	2,061(5.9%)	466(1.3%)
平成14年度	(平成15年度)	34,497	31,221(90.5%)	2,021(5.9%)	1,255(3.6%)
平成15年度	(平成16年度)	41,075	34,999(85.2%)	2,517(6.1%)	3,559(8.7%)
平成16年度	(平成17年度)	40,331	27,124(67.3%)	1,560(3.9%)	11,647(28.9%)
平成17年度	(平成18年度)	40,823	24,706(60.5%)	1,251(3.1%)	14,866(36.4%)

2. PRTR制度の普及・啓発の取組

(1) 経済産業省と環境省では、事業者へのPRTR制度の周知、届出の励行を図る観点から化管法公布以来、法律の趣旨・概要等についてホームページでの広報活動のほか、PRTR制度説明会を開催するとともに事業者へダイレクトメールを送付する等普及・啓発活動を実施してきている。

表2-1 経済産業省及び環境省における排出量等届出制度の周知状況(その1)

	説明会・講習会・研修等
平成12年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への排出量等届出の説明会の開催(平成13年3月に<u>全国12ヶ所において開催、計16,764名参加</u>) 中小企業総合事業団による講習会を<u>全国22都道府県で開催、計1,709名参加</u> <p>②研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度化学物質総合評価管理研修(H12.9/25～29日、対象者:都道府県等の化管法担当予定者38名) 都道府県・政令指定都市化管法担当者会議を開催
平成13年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への排出量等届出の説明会の開催(平成14年2月～3月に<u>全国15ヶ所において開催、計11,108名参加</u>) 中小企業総合事業団による講習会を<u>全国26都道府県で開催、計2,130名参加</u> <p>②事業者へのダイレクトメール:<u>9万部</u></p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度化学物質総合評価管理研修(H14.2/25～3/1日、対象者:都道府県等の化管法担当38名) 都道府県・政令指定都市化管法担当者会議 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象)
平成14年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への排出量等届出の説明会の開催(平成15年2月～3月に<u>全国12ヶ所において開催、計1,183名参加</u>) 中小企業総合事業団による講習会を<u>全国21都道府県で開催、計1,436名参加</u> 事業者団体及び地方自治体の要請により講演会に出席 <p>②研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度化学物質総合評価管理研修(H14.10/21～25日、対象者:都道府県等の化管法担当42名) 都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議(2回) 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象) PRTR国際シンポジウムの開催

表2-1 経済産業省及び環境省における排出量等届出制度の周知状況(その2)

	説明会・講習会・研修等
平成15年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への排出量等届出の説明会の開催(平成16年2月～3月に<u>全国4ヶ所において開催、計4,007名参加</u>) ・ 消費生活センター職員への排出量等届出制度の説明会(平成15年7月に全国6ヶ所において開催、134名参加) ・ 中小企業総合事業団による講習会を<u>全国27都道府県で開催、計2,087名参加</u> ・ NEDOによるセミナーを<u>全国2会場で開催、計508名参加</u> ・ 事業者団体及び地方自治体の要請により講演会に出席 <p>②事業者へのダイレクトメール:1.1万部</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議 ・ 平成15年度化学物質総合評価管理研修(H15.10/20～24日、対象者:都道府県等の化管法担当37名) ・ 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象) <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業総合事業団のメールマガジン(登録事業者5万)による情報提供 ・ 全国の商工会、商工会議所への情報提供及び全国の各消費生活センターからの情報発信
平成16年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (独)中小企業基盤整備機構による講習会を<u>全国24都道府県で開催、計1,500名参加</u> ・ NEDOによるセミナーを<u>全国9会場で開催、計1,951名参加</u> <p>②事業者へのダイレクトメール:4.1万部</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度化学物質総合評価管理研修(H16.10/25～29日、対象者:都道府県等の化管法担当33名) ・ 都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議 ・ 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象)
平成17年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (独)中小企業基盤整備機構による講習会を<u>全国16都道府県で開催、計1,306名参加</u> ・ NEDOによるセミナーを<u>全国9会場で開催、計1,536名参加</u> <p>②事業者へのダイレクトメール:4.1万部</p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度化学物質総合評価管理研修(H17.11/14～18日、対象者:都道府県等の化管法担当36名) ・ 都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議 ・ 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象)

表2-1 経済産業省及び環境省における排出量等届出制度の周知状況(その3)

	説明会・講習会・研修等
平成18年度	<p>①事業者を対象とした説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NEDOによるセミナーを<u>全国5会場で開催、計681名参加</u> <p>②事業者へのダイレクトメール:<u>2.5万部</u></p> <p>③研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度化学物質総合評価管理研修(H18.10/23～27日、対象者:都道府県等の化管法担当28名) ・ 都道府県・政令指定都市等化管法担当者会議 ・ 化学物質行政研修(都道府県、市町村職員対象)

(2) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」への対応及び効果に関するアンケート調査の結果(平成18年度、経済産業省)

【調査対象者・調査方法】
PRTR届出事業者から抽出した9,258事業者に対しアンケート調査を実施し、回答数5,104(回収率:55.1%)を集計。

【アンケート実施時期】
2006年7月10日～7月30日

PRTR制度の理解度については、「十分理解している」と答えたものが62.0%、「およそ理解している」が34.1%で、両方合わせると約96%は理解している。

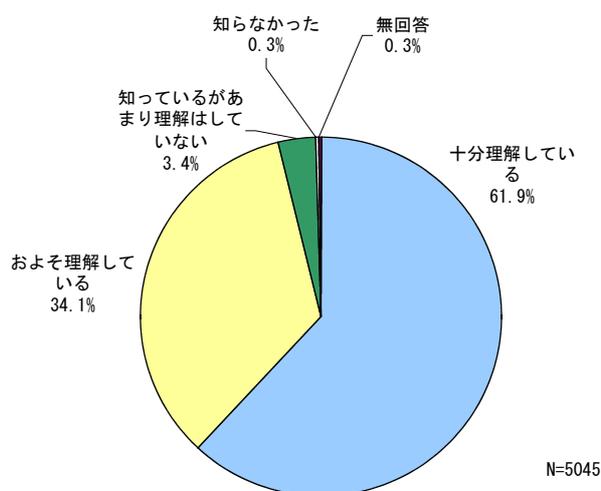


図2-1 PRTR制度の認知度

3. 未届出事業者への対応

PRTR制度は定着していると考えられるが、未届出事業者に対する届出の励行確保について総務省からの指摘がなされている。

このため、過去に全く届出を行っていない事業者への普及・啓発、届出が中断した事業者に対する確認等の追加的な対策を講じているところである。

総務省の指摘(平成17年5月、抜粋)

第1 化学物質の排出量等届出の励行確保

関係省庁は、連絡会議を活用するなどして、次の措置を講ずること。

- ① 未届出事業者については、前年度の届出状況や他法令の届出台帳等の活用などにより、その把握に努め、届出を励行させるよう、都道府県等に対し、必要な助言を行うこと。
- ② 制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。

(1) 過去に届出を行っていない事業者への普及・啓発

届出対象業種に該当し、従業員20人以上、50人未満の中小企業事業者を中心にPRTR制度開始以来届出のない2万5千事業者に対し、平成18年度のPRTR届出について周知及び届出の励行を行った。これにより周知を行った2万5千事業者のうち324事業者(352事所)から新たな届出があった。

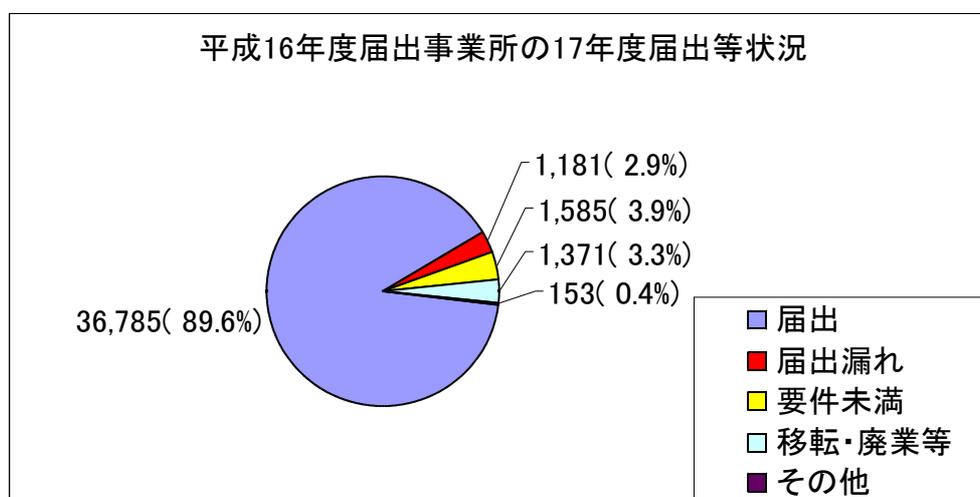
(2) 届出が中断した事業者に対する確認等

- ①平成16年度には届出を行っており、平成17年度に届出が行われなかった事業者に対して、都道府県を通じてその事由等を確認し、その事由が「届出忘れ」であるとする事業者(1,181事業所)に対して、都道府県と通じて平成18年度の届出を励行した。

表3-1 平成16年度(平成15年度分)届出し、平成17年度(平成16年度分)未届出であった事業所数

平成16年度届出事業所数	41,075	100.00%
平成16年度届出があった事業所のうち平成17年度に未届出であった事業所数	<u>4,290</u>	10.44%
届出漏れ	<u>1,181</u>	2.88%
要件未満	1,585	3.86%
移転・廃業等	1,371	3.33%
その他	153	0.37%

※その他:回答が得られていない県があったため



②また、平成18年度の届出の結果、届出を励行した1,181事業所のうち、999事業所は届出がなされたが残り182事業所については届出がなされていないことが判明した。

このため、当該事業者に対してさらに届出がされなかった事由を確認するとともに「届出忘れ」であった127事業所に対して、次年度は届出を実施するよう国(経済産業省、環境省から直接)から指導した。

届出忘れの理由としては、1)担当者が異動した。2)毎年用紙等が送付されるものと思っていた。3)1度提出すれば良いと思っていた。4)市町村(条例に基づくもの)に提出しているので良いと思っていた等であった。

表3-2 182事業所への対応結果

確認対象事業所数	182事業所
未届出	127事業所
届出要件外	37事業所
廃業等	19事業所

③また、当分の間は都道府県等と協力し、届出が中断した事業者に対する確認等を実施することとしている。

(3) PRTR届出事業者及び届出が中断した事業者に対するPRTR届出の励行

経済産業省及び環境省では、例年、3月に実施していたPRTR届出事業者に対する次年度の届出開始時期等周知することを目的としたダイレクトメールの発送を本年度は担当者の異動時期等も考慮し、4月に実施した。

(4) 地方自治体による未届出事業者対策について

地方自治体における未届出事業者対策について、平成19年2月、71地方自治体(有効回答:69地方自治体)を対象にアンケート調査を実施した。

その結果、65地方自治体(94%)から他法令等に基づく届出台帳等を活用し、未届出事業者対策を進めているとの回答があった(図3-1)。また、これら未届出事業者対策に活用した資料を図3-2に示す。

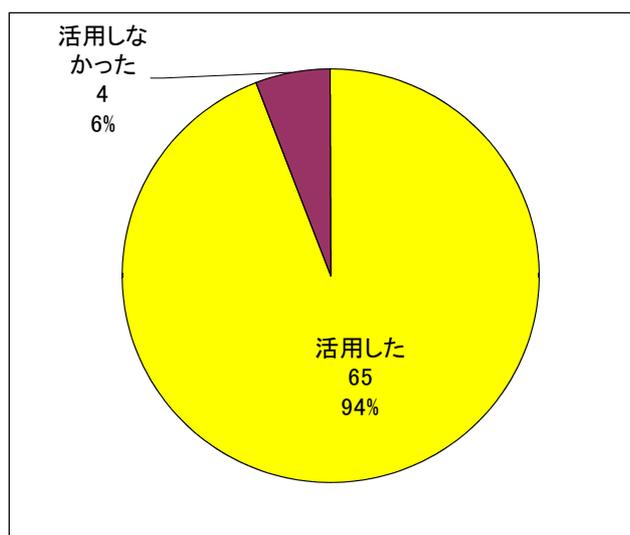


図3-1 届出台帳等の活用状況

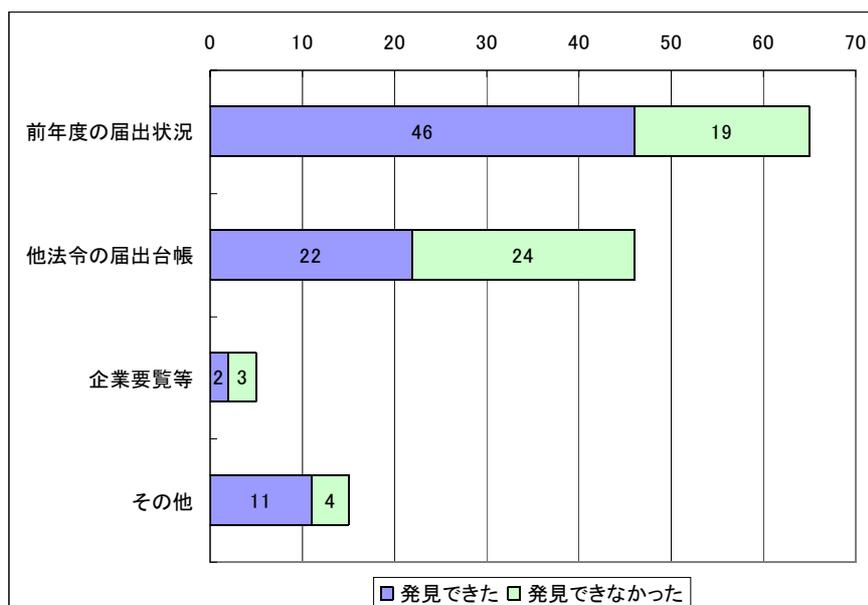


図3-2 未届出事業者対策に活用した資料

なお、届出台帳等の確認以外で未届出対策として効果があった手法を確認したところ、以下の回答があった。

- ・ 新聞の広告欄にPRTR届出に係る案内を掲載
- ・ 大気汚染防止法のばい煙発生施設を有する事業場宛に啓発チラシを郵送
- ・ 条例・指針により得られる取扱量、使用量等データを活用
- ・ 消防本部で管理している危険物の台帳を基に、ガソリンスタンドなどの未届出事業者を把握
- ・ 他法令等による事業所への立入調査時に、届出の必要性の有無について確認、指導
- ・ 新聞・相談等で、対象物質を取扱っている可能性のある企業の情報を得た際に情報収集・対応
- ・ PRTR制度発足時に事業所・企業統計調査の個別情報を利用(総務省の許可が必要)

(参考)

1. 未届出事業者に対する化管法上の扱い

PRTRの届出及び未届出事業者に関する法律上、「第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う排出量及び移動量を把握して、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない。」(法第5条)とされ、「第一種指定化学物質等取扱事業者が第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、20万円以下の過料に処する。」(法第24条)と規定されている。

2. 都道府県に対する未届出事業者の把握及びその事業者に対する助言指導の依頼

経済産業省と環境省は、関係省庁を代表して、都道府県等PRTR担当部局に対し「前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用するなどにより、未届出事業者をできる限り把握し、これらの事業者に対して、制度の周知徹底に努めるとともに、平成18年度届出(17年度分)において適切なPRTR届出が行われるよう督促に努めること」を事務連絡文書により依頼している。